

三井リンクラボ共通機器室利用規約

第1条 利用規約について

三井リンクラボ共通機器室（以下、「本施設」という。）の利用にあたり、利用者（第2条に規定。）は、本利用規約（以下、「本規約」という。）を遵守したうえで本施設内に設置された共通機器を利用しなければならない。また、利用者は、本規約に従い、本施設運営者である「三井不動産株式会社」および「三井不動産ビルマネジメント株式会社」（以下、「運営者」という。）の指示のもと本施設を利用しなければならない。

第2条 利用者

本施設の利用者とは、次の各号に該当する者で利用申込手続きを行った者とする。

- (1) 三井リンクラボ入居者（以下、入居利用者という。）
 - (2) 三井リンクラボとの提携関係等の理由に基づき運営者が指定する大学、研究機関又は企業に所属する者（(1)を除く。以下、外部利用者という。）
 - (3) その他、運営者が特に認めた者（以下、特例利用者という。）
2. 入居利用者は、貸室定期賃貸借契約が終了し入居者でなくなった場合、本施設の利用権限を失い、以後本施設を利用することができない。ただし、外部利用者として改めて利用申込手続きを行った場合はその限りではない。

第3条 利用申込

利用希望者は、本規約および関連資料を十分に理解した上で、本規約の利用申込書を必要事項を記載した上で運営者に提出しなければならない。

2. 外部利用者及び特例利用者は、前項の利用申込書提出時に、施設内で使用する予定の試薬・試料等の情報を運営者に提供し、運営者の確認を得なければならない。

第4条 利用権の譲渡禁止

利用者は、本施設利用者としての地位を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第5条 本施設の利用について

利用者は、本施設内で利用者が実施する実験・操作に係わる全ての責任を担うものとする。

2. 利用者は、関連法令・指針等および三井リンクラボ利用規程に定められた事項を理解し、適切かつ安全に当施設を利用しなければならない。
3. 入居利用者が本施設で実施可能な実験・操作は、先に入居利用者が作成した実験実施体制文書に対し、運営者が確認通知した範囲内とする。外部利用者および特例利用者が実施可能な実験・操作は、事前に運営者が確認した範囲内とする。
4. 本施設および本施設に設置された共通機器の利用については別途「共通機器室利用案内」に定めるとおりとする。
5. 利用者は、本施設の保守・点検のため、一時的に利用不可となる場合があることを予め承諾する。
6. 利用者は、本施設において自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理する。運営者は、本施設での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。

第6条 禁止事項

利用者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 本施設で飲食、喫煙すること。
- (2) ゴミを投棄するなど、本施設を不衛生な状態にすること。
- (3) 壁、床、本施設の共通機器、その他本施設備品の一切に対し、落書き、損傷および破損等これらを汚損する行為をすること。
- (4) 暴力行為、無謀更衣など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
- (5) その他、運営者が本施設の諸設備の維持または保全のために禁止した事項。
- (6) 本施設利用にあたり、本施設の住所ならびに名称を用いて、商業・法人登記等、事業に関する許認可、役所への届け出等、公的な連絡先に定めたり届け出ること。
- (7) 当施設に持ちこんだ私物（運営者が認めた私物を除く）を放置し外出または、長時間占有すること。
- (8) その他、本施設で他の利用者に迷惑を及ぼす言動および行為ならびに運営者が禁止した事項。

第7条 機器の予約とキャンセル

利用者は、必要に応じて共通機器室利用案内に定めるとおり、共通機器室予約システムまたは運営者の定める手続きにて使用予定の機器を事前に予約しなければならない。

2. 予約をキャンセルあるいは変更する場合は、予約している利用開始時刻までに、前項の手続きにてキャンセルあるいは変更を行う必要がある。
3. 利用者は、予約時間よりも利用が短時間で済む場合、利用中に予約を変更することができる。

第8条 利用料金と支払い方法等

利用料金は、別紙「三井リンクラボ共通機器室利用金額一覧」に定める。運営者は、毎月の利用料金を集計し、毎月所定の日までに利用者へ通知する。

2. 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払にかかる振込み手数料は利用者負担とする。
3. 利用者が前項に定める支払い日に所定の利用料金を支払わなかったときは、運営者は延滞料として延滞金額に対して日歩5銭（年利18.25パーセント相当）の割合による損害金を請求することができる。

第9条 不可抗力などによって利用が不可能となった場合の措置

天災地変・テロなどの不可抗力、その他運営者の責に帰することができない事由によって、利用者の目的に従って本施設を利用できなくなったとき、本施設の利用、当施設設置の共通機器の予約は当然に終了する。

2. 前項の場合、利用者は未払いの利用料金の支払いを要さず、運営者は利用者より支払われた利用料金をすみやかに利用者に返還する。但し、この場合の本施設の共通機器利用中止に伴う損害について、運営者は一切補償しない。
3. 第1項の場合、利用者は、運営者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
4. 火災警報による音響設備の電源遮断および本施設の機材・設備・共通機器の故障等により、利用者の初期の目的が達成されなかった場合であっても、本施設による利用料金の返還以上の損失補償はしない。

第10条 利用者の損害賠償責任

利用者が本施設を利用するに際して本施設を汚損または毀損したときは、利用者は、運営者に対し、原状回復のための費用、その他これによって運営者が被った損害を賠償する。

2. 利用者自身もしくは利用者の起因によって第三者が、当施設利用中に人身事故その他の損害が生じたときは、本施設の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は全て自らの責任と費用にて第三者に対し直接損害を賠償し、運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
3. 前項の場合、運営者が第三者より責任を追及され、当該第三者に損害賠償を行ったときは、運営者は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第11条 利用開始前および開始中の共通機器予約の解除

運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは利用者に対し、何ら催告をすることなく直ちに本施設の共通機器予約、本施設の利用を解除することができる。この場合、解除の通知を発信したときに本施設の共通機器予約、本施設の利用は当然に終了する。

- (1) 当施設の共通機器予約システムまたは、運営者の定める手続き書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - (2) 運営者が利用の内容について法令または公序良俗に反すると認めたとき。
 - (3) 運営者の信用毀損する行為があったとき。
 - (4) 運営者が、当施設および本施設の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると判断したとき。
 - (5) 社会的な道徳または倫理に反する行為があったとき。
 - (6) 運営者の運営方針に反する行為があったとき。
 - (7) その他、利用者が本規約に定める事項を遵守しない場合、および運営者が指示した事項に従わないとき。
2. 前項によって、本施設の共通機器予約、本施設の利用が終了したとき、利用者は運営者に対して、利用予定料金総額を支払うとともに、運営者等が被った損害を賠償しなければならない。

第12条 非常時における対応

利用者は、本施設の利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認しなければならない。

2. 地震、火災、その他の非常事態が生じた場合、又は関係諸官庁から指示があった場合、利用者は自らの責任でこれに従い対処し、また、運営者の指示に従わなければならない。

第13条 定めのない事項

本規約に定めのない事項は、利用者が本施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意をもって協議の上円満に解決する。

第14条 個人情報保護

運営者は、利用者の個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先等）を次の各号の目的に利用する。

- (1) 本施設および本施設の共通機器利用受付
- (2) 本施設および本施設の共通機器予約管理
- (3) 本施設および本施設の共通機器利用料金請求
- (4) その他本施設運営に係わる連絡事項の伝達

2. 運営者は、利用目的の範囲で個人情報を第三者（委託先等）に開示する必要がある場合には、個人情報の安全が図られるように委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第15条 秘密情報

本規約において「秘密情報」とは、利用者自らが秘匿したい情報の全ておよび、利用期間中に、利用者が知り得た運営者、他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

2. 利用者は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。万が一他の利用者の秘密情報が漏洩した場合でも、運営者は一切その責任を負わない。
3. 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを利用者が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後利用者の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 利用者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示の時点で既に利用者が保有している情報。
 - (4) 利用者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 所有者および運営者が第三者に対し秘密保持義務を貸すことなく開示した情報

第16条 守秘義務

利用期間中に利用者が他の利用者の前条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、利用者は善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿するものとし、当該秘密情報の本人の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開もしくは利用してはならない。

2. 本利用者が前項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責を負わない。

第17条 合意管轄

運営者、利用者は、本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第18条 準拠法

本利用規約については準拠法を日本法とする。

本規約は、予告なく今後変更される場合があるものとする。

(2023 年 4 月現在)